

新旧対照表

No	項目					旧（修正前）	新（修正後）
53	要求水準書 （維持管理・運営 業務編）	第 4	3	(6) (イ) k	定期清掃 衛生管理	給食室のうち、汚染作業区域及び非汚染作業区域の日々の清掃は、本事業の業務範囲外とします。一般区域（調理員用更衣室、調理員用トイレ、洗濯物干し）及び付帯施設（ごみ置き場）の清掃は本事業の業務範囲とします。	給食室のうち、汚染作業区域及び非汚染作業区域並びに調理員用更衣室の日々の清掃は、本事業の業務範囲外とします。その他の一般区域（調理員用トイレ、洗濯物干し）及び付帯施設（ごみ置き場）の清掃は本事業の業務範囲とします。
92	事業契約書（案）	第 31 条	5		仮使用	現在関係機関に確認中です。追って公表します。なお、募集要項及び要求水準書における仮使用に関する記載を修正します。	法律（自治法）の解釈から、施設の供用開始は公の施設の開所（移転）と同時（条例の施行）となりますので、 「こども発達センター新築部分は、設計・建設業務の完了確認後に所有権を移転、同日供用開始（未使用のままの所有権移転）としますので、不動産取得税は課されないと理解しております。」 なお、募集要項及び要求水準書における仮使用に関する記載を修正します。
98	事業契約書（案）	第 40 条	1		指定管理者としての指定 （別紙 13）	市の先行事例を基に、現在作成中です。出来次第公表します。	例として、別添資料岡崎市こども発達センター等指定管理業務に係る年度別協定書（案）を公表しますので参照してください。